

制定 1999年11月10日

改正 2019年6月30日

## 日本医学哲学・倫理学会賞および奨励賞規程制定

第1条 本賞は日本医学哲学・倫理学会賞（以下学会賞という）および日本医学哲学・倫理学会奨励賞（以下奨励賞という）と称する。

第2条 本賞は本学会の目的および進歩に寄与する顕著な研究を行い、さらに将来の発展を期待される研究者に授与する。

2 学会賞受賞資格者は会員全員とする。

第3条 学会賞の対象は著書、論文を問わない。

2 奨励賞は学会誌「医学哲学・医学倫理」掲載の最優秀論文の著者1名に授与する。

3 奨励賞は若手研究者（当該号発行年の3月31日現在で40歳以下の者）を対象とする。

第4条 学会賞は理事会が受賞候補者を選定し、決定する。

2 奨励賞は学会誌編集委員会が受賞候補者を選定し、理事会の議を経て決定される。

第5条 学会会長は賞状及び記念品をもって受賞者を表彰する。

第6条 本規程は総会出席者の過半数の賛成によって改廃される。

附則 本規程は令和2年4月1日より施行される。